

26. 宇陀市農地・農業用施設維持管理に伴う重機借上げ補助金

1. 趣旨・目的

農地及び作業道や、用水路等の農業用施設の機能を適正に発揮し、農業経営の安定向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

- ①農地が自然災害（鳥獣害含む。）に起因して畦畔等が崩壊、若しくは崩壊する恐れがある場合の重機借上げ費用を補助します。
- ②農業用施設の維持管理、補修、改良を実施する場合の重機借上げ費用を補助します。

対象団体

自治会、農家組合、市内に住所を有する受益者

対象事業

- 農道、農業用排水路、ため池及び井堰の農業用施設で、受益戸数が2戸以上あるもの。
- 田及び畑で、すでに耕作若しくは耕作できる状態に、耕運等の維持管理を行っているもの。

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31

補助額

【農地】

重機の借上げ期間は、1日を限度とし、借上げ費用の1/2以内で、30,000円を超えない範囲の額

【農業用施設】

重機の借上げ期間は、2日を限度とし、借上げ費用の1/2以内で、40,000円を超えない範囲の額

問合せ先

農林商工部 農林課
電話：0745-82-3679（IP:0745-88-9090）